

議員提出議案第1号

飲酒運転撲滅に関する緊急決議

上記の議案を別紙のとおり都城市会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成28年2月9日提出

提出者	都城市議会議員	江内谷	満 義
賛成者	〃	西 川	洋 史
賛成者	〃	藏 屋	保
賛成者	〃	永 田	浩 一
賛成者	〃	有 田	辰 二
賛成者	〃	三 角	光 洋
賛成者	〃	中 田	悟
賛成者	〃	杉 村	義 秀
賛成者	〃	児 玉	優 一
賛成者	〃	下 山	隆 史
賛成者	〃	筒 井	紀 夫
賛成者	〃	黒 木	優 一
賛成者	〃	音 堅	良 一
賛成者	〃	榆 田	勉

都城市議会議長 永 山 透 様

飲酒運転撲滅に関する緊急決議

交通事故がなく安全で安心して暮らせる社会の実現は、市民すべての切実な願いです。また、飲酒運転による交通事故により、その被害者や家族は深い苦しみや悲しみを抱え、加害者もまた重い責任を背負って生きていかなければならぬことは周知のことです。

本市議会においても、平成21年2月13日付で、「飲酒運転根絶のための緊急決議」を行い、飲酒運転の根絶に総力を結集して取り組んでいく決意を示したところです。

しかしながら、市民、関係機関・団体等の懸命な取り組みにもかかわらず、依然として、本市における飲酒運転は後を絶たず、都城警察署管内における飲酒運転検挙者数は、毎年、宮崎県内でもワースト3位以内という憂うべき現状であり、いっそうの飲酒運転撲滅の機運の醸成や飲酒運転を許さない環境づくりを進めなければならない状況にあります。

このような状況にあって、昨年12月、本市議会議員が酒気帯び運転により検挙されるという事件が発生し、市議会及び市議会議員に対する市民の信頼を失墜させる事態となつたことは誠に遺憾であり、本市議会としても今回の事件を重大に受けとめているところです。

このため、二度と再びこのような事件を引き起こすことのないよう、また、議員自らが市民の範となって飲酒運転撲滅に努めるよう、「飲酒運転撲滅誓約書」をすべての議員が議長に提出したところです。

飲酒運転撲滅のためには、運転者の交通安全意識のさらなる向上はもとより、家庭や職場、飲食店等、さらには地域が一体となって、飲酒運転をさせない、許さないという環境づくりが重要です。

よって、本市議会は、市を初めとする関係機関及び団体等との連携をいっそう図りながら、市民と一体となって飲酒運転の撲滅に全力を挙げて取り組むものであります。

以上、決議します。

平成28年2月9日

宮崎県都城市議会

議員提出議案 第 2 号

寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書案

提出先 
衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 財務大臣
厚生労働大臣

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会議規則（都議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 28 年 3 月 23 日提出

提出者	都城市議會議員	筒井 紀夫
賛成者	〃	江内谷 満義
賛成者	〃	森 りえ
賛成者	〃	下山 隆史
賛成者	〃	中田 悟
賛成者	〃	藏屋 保
賛成者	〃	西川 洋史
賛成者	〃	榆田 勉
賛成者	〃	佐藤 紀子
賛成者	〃	神脇 清照
賛成者	〃	児玉 優一

都城市議會議長 荒神 権様

寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書

寡婦控除は、配偶者と死別又は離婚した後、再度結婚していない人で、子どもを養育しているひとり親等に対し、一定の所得控除を適用する税制優遇制度です。

この寡婦控除は、一度でも婚姻歴があれば、その後未婚で子どもを産んでも適用されますが、様々な事情により、当初から未婚のまま子どもを産み育てている母子世帯には適用されません。

寡婦控除が適用されない合計所得金額が**500**万円以下の未婚の母子世帯の場合、死別又は離婚の母子世帯と同収入であっても、課税される所得金額が**35**万円高くなるため、その分所得税が高くなります。また、寡婦控除の影響はそれだけにとどまらず、保育料や公営住宅の家賃の算定等にも及ぶため、未婚の母子世帯と他の母子世帯の間での経済的な格差は拡大しています。

日本弁護士連合会は、この件について未婚の母親たちから人権救済の申し立てを受け、合理的な理由のない差別であり憲法違反だとして、国と母子が居住する自治体に対して経済的苦境を救済するよう要望書を出しています。

非正規雇用者が増える中で、さらに低所得者層が多い母子世帯において、婚姻歴の有無により寡婦控除の対象を分けることは問題であり、母子の人権を守る視点からも、早急に改善すべきです。

民法の分野では、両親が結婚していたかどうかで子どもの相続分に差をつける民法の規定は法の下の平等を定めた憲法に違反するとした最高裁判所大法廷の判断を受け、**2013**年に政府が提出した民法改正案が成立し、嫡出子と非嫡出子の相続分は同等になりました。税制の分野についても法改正が必要です。

よって、本市議会は国会及び政府に対し、下記事項について強く要請します。

記

- 寡婦控除制度における未婚の母に対する不公平をなくすため、寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大する法律改正を早期に実現すること。

以上、地方自治法第**99**条の規定により意見書を提出します。

平成**28**年**3**月**23**日

宮崎県都城市議会

議員提出議案 第3号

奨学金制度の充実を求める意見書案

提出先 衆議院議長 参議院議長
文部科学大臣

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成28年3月23日提出

提出者	都城市議会議員	福島 勝郎
賛成者	〃	黒木 優一
賛成者	〃	有田 辰二
賛成者	〃	音堅 良一
賛成者	〃	竹之下 一美
賛成者	〃	中田 悟
賛成者	〃	西川 洋史
賛成者	〃	榆田 勉
賛成者	〃	三角 光洋
賛成者	〃	永山 透
賛成者	〃	児玉 優一

都城市議会議長 荒神 稔様

奨学金制度の充実を求める意見書

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある大学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年3%を上限とする利息付きの第二種奨学金があります。平成24年度の貸付実績は、第一種奨学金が約40万2千人、第二種奨学金が約91万7千人となっています。

しかしながら、近年、第一種奨学金、第二種奨学金とも、貸与者及び貸与額が増加するなか、大学を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成24年末での返済滞納者数は約33万4千人、その滞納額は過去最高の約925億円となっています。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として、返済期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成24年からは無利息の第一種奨学金の中に「所得連動返還無利子奨学金制度」を導入しています。さらに、平成26年度からは延滞金の賦課率の引き下げを実施しています。しかし、これらの救済制度は要件が厳しく、通常の返還猶予期間の上限が10年であるなど、様々な制限があることに対して問題点が指摘されています。

よって、政府におかれでは、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して学業に専念できる環境を作るため、次の事項を実現するよう強く求めます。

- 1 大学生等を対象とした給付型奨学金制度を早期に創設するとともに、高校生を対象とした給付型奨学金制度の拡充を促進すること。
- 2 収入が一定額を超えるまでは、返還期限が猶予される所得連動型の奨学金制度を着実に実施すること。
- 3 授業料減免の制度を拡充させるとともに無利息の奨学金制度をより一層充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月23日

宮崎県都城市議会